Q 待合室の使用時間はどうなりますか。

原則、3時間までとします。 なお、多くの方に利用していただけるよう、あらかじめ使用の時間帯を固定化し、1日当たり、最大5 組の使用に設定します。

庄原市斎場の使用時間帯

時間		8		9		0	11	12	13	14	15	16	16		17	
区分	00	30	00	30	00	30	00 30	00 30	00 30	00 30	00 30	00	30	00	30	
時間帯1							火	葬								
							待台	室								
時間帯2								火	葬							
							ŕ	寺 合 🖺	室							
時間帯3								少	〈 葬							
								待;	全 室							
時間帯4											火	葬				
										ŕ	寺 合 :	室				
時間帯5											3	人 葬				
											待	合 室	2			

待合室の使用料金はいくらですか。

- 待合室の使用料金については、次のとおりです。
 - ●市民の死体で使用する場合 2,500円(1部屋、1時間当たり)
 - ●市民以外の死体で使用する場合 5,000円(1部屋、1時間当たり)
 - なお、市民の死体1体を火葬し、待合室を使用する場合の合計使用料は次のとおりです。
 - ·火葬場使用料 13,200円×1体 =13.200円
 - ·待合室使用料 2.500円×1部屋×3時間 = 7.500円 合計使用料 20,700円

Q 待合室で飲食はできますか。

- 待合室は飲食可能です。火葬の間、待合室で食事をしながらお待ちいただけるようになります。なお、 市は飲食業者のあっせんはできません。必要な方は各自で業者に依頼してください。
- 駐車場はありますか。
- 普通車30台程度の駐車場があります。また、中型バスの乗り入れは可能です。なお、本年度中に、旧斎 場の解体工事を行い、駐車場を拡大する予定です。

式場は平成31年4月1日から使用開始を予定しています。式場を含めた全館の詳細については、改めてお知らせします。

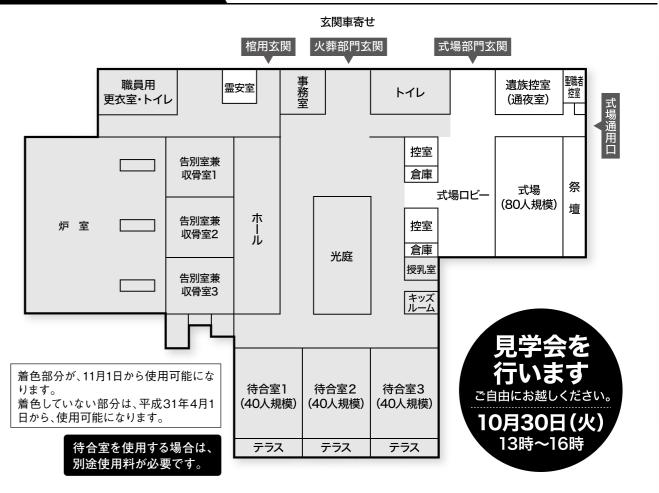
新しい庄原市斎場の一部を 使用開始します

市民生活課市民生活係 ☎0824-73-1154

市は、一木町にある庄原市斎場を、隣接する敷地に建て替えています。新しい施設は、火葬部門、待合部門、式場部門の 3つの部門で構成されます。

11月1日から、新しい施設の火葬部門と待合部門が使用可能になりますので、使用手続きなどについてお知らせします。 なお、市は、公募により、新しい施設の愛称を「和の丘」に決定しました。

庄原市斎場平面図



Q 使用手続きはどうなりますか。

A これまでと同様に、市民生活課または、各支所地域振興室(東城支所は市民生活室)で死亡届と併せ て使用申請の手続きをお願いします。

【手続きの流れ】

死亡届書と併せて「斎場使用許 可申請書」を提出してください。火 葬の間、待合室を使用する場合 は「庄原市斎場待合室使用許可 申請書」も提出してください。

斎場使用料と待合室使 用料を一緒にお支払いく ださい。

「斎場使用許可証」「死体埋火 葬許可証」「庄原市斎場待合 室使用許可証」を交付します ので、使用する日に斎場へお 持ちください。

5 2018.10 / 広報しょうばら 広報しょうばら/2018.10 4